

高知県警察本部庁舎免震装置定期点検業務契約書（案）

委託者高知県（以下「甲」という。）と受託者●●●●●●（以下「乙」という。）とは、高知県警察本部庁舎免震装置定期点検について次の条項により契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ誠実にこの契約を履行しなければならない。

2 甲乙両者は、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

（業務内容等）

第2条 業務内容等は次のとおりとする。

（1）名称 免震装置定期点検

（2）業務実施場所 高知県警察本部

（3）点検業務内容 別紙「高知県警察本部庁舎免震装置定期点検業務仕様書」のとおり

【契約保証金を徴収する場合】

（契約の保証）

第3条 乙は、この契約の締結と同時に契約保証金を甲に納付しなければならない。

2 前項の契約保証金は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、甲に帰属するものとする。

3 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行したときは、乙の請求により遅滞なく契約保証金を乙に還付するものとする。

4 契約保証金には、利息を付さないものとする。

【契約保証金を免除する場合】

（契約の保証）

第3条 契約保証金は、高知県契約規則（昭和39年高知県契約規則第12号）第40条第●号の規定により免除する。

（履行期限）

第4条 履行期限は、令和3年3月19日までとする。

（契約金額）

第5条 契約金額は、●, ●●●, ●●●円（うち取引に係る消費税及び地方消費税額●●●, ●●●円）とする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第6条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(業務内容の変更)

第7条 甲は必要がある場合には、業務の内容を変更し、又は業務を一時中止することができる。この場合において、手数料又は履行期限を変更する必要がある場合は、甲乙協議して書面によりこれを定める。

(期限の延長)

第8条 乙は、乙の責に帰することができない理由により第4条に定めた履行期限までに業務を完了することができないことが明らかになったときは、甲に対して遅滞なくその理由を付して履行期限の延長を求めることができるものとする。ただし、その延長日数は甲乙協議して定める。

(貸与品等)

第9条 甲は、乙が業務を履行するために必要なデータ、その他の資料等を乙の要求があれば乙に貸与するものとする。

2 乙は、前項に規定するデータ、その他の資料等を機密情報として取扱い、点検業務以外の目的に利用することなく、契約終了時まで善良な管理者の注意をもって保管し、契約終了時に甲に返還するものとする。ただし、甲の承認又は指示があったものについては、この限りでない。

(検査及び引き渡し)

第9条の2 乙は、第2条の業務内容により業務を完了したときは、速やかに、甲に対して業務完了報告書と仕様書に定められた関係書類を提出しなければならない。

2 甲は前項の書類を受領したときは、速やかに目的物について検査を行わなければならない。

3 前項の検査の結果、不合格となり、目的物について修正を命じられたときは、乙は、遅滞なく当該修正を行い、甲に修正完了の報告し、甲の検査を受けなければならない。

(手数料の支払い)

第9条の3 乙は前条の規定による検査に合格したときは、甲に対して、書面をもって手数料の支払いを請求することができる。

2 甲は、前項の支払いの請求書を受領した日から30日以内に当該手数料を支払わなければならない。

(契約不適合)

第9条の4 甲は、第10条における検査に合格した後に、当該業務にかくれた契約不適合が発見されたときは乙に対して相当の期間を定めてそれらの補修を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

2 甲は、前項の契約不適合により受けた損害が、乙の故意又は重大な過失によることが認められるときは、前項に準じて乙に対し修補等を請求することができる。

3 乙は、前2項において甲から修補等を請求されたときは、速やかにこれを行わなければならない。

ならない。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第9条の5 乙の責に帰すべき理由により、履行期間内に業務を完了することができない場合において、期間経過後相当の期間内に完了する見込みのあるときは、甲は、乙から損害金を徴収して期限を延長することができる。

- 2 前項の損害金の額は、遅延日数に応じ年2.6パーセントの割合で計算した額とする。
- 3 前項の損害金は、手数料支払いの際に控除するものとし、支払いすべき手数料が損害金に満たない場合は、乙は、その不足金額を甲の交付する納入通知書により納入しなければならない。
- 4 甲の責に帰する理由により、第11条第2項に規定する手数料の支払いが遅れた場合は、乙は、同条同項に規定する支払期限の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、当該支払う額につき年2.6パーセントの割合をもって計算した額を、遅延利息として甲に対して請求することができる。

(法令上の責任)

第10条 乙は、乙の従業員に対する雇用者及び使用者として、労働基準法(昭和22年法律第49号)、最低賃金法(昭和34年法律第137号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)、職業安定法(昭和22年法律第141号)及びその他法令上の全ての責任を負って従業員を管理し、甲に対し責任を及ぼさないものとする。

(暴力団員等からの不当介入に対する通報及び報告の義務)

第11条 乙は、この契約に係る事業の遂行に当たって、暴力団員等(高知県暴力団排除条例(平成22年高知県条例第36号)第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。第13条の2第1項において同じ。)による不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、その旨を甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

(秘密の保持)

第12条 乙は、この契約を履行するに当たって知り得た甲の業務上の秘密を外部に漏らしたり、又は他の目的に利用してはならない。

- 2 前項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても効力を有する。

(甲の解除権)

第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するとき(乙が共同企業体である場合は、その構成員のいずれかのみが該当する場合を含む。)は、催告することなく直ちに契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害が生じたとしても、甲はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) 契約期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。
- (3) 差押え、仮差押え、仮処分、競売の申立て又は租税滞納処分その他公権力の処分を受け

たとき。

- (4) 破産、会社更生若しくは民事再生手続その他これらに類する手続の申立てをし、又は申立てをされたとき。
  - (5) 自ら振り出し、若しくは引き受けた手形又は小切手につき、不渡り処分を受ける等支払停止状態に至ったとき。
  - (6) この契約に違反し、甲が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、乙がその違反を是正しないとき。
  - (7) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- 2 前項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、契約額の10分の1に相当する額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）を違約金として甲の指定する期限までに支払わなければならない。
  - 3 前項の場合において、乙が共同企業体であるときは、すべての構成員（過去に構成員であった者も含む。）は、連帯して甲に違約金を支払わなければならない。乙が既に解散しているときも、同様とする。
  - 4 第2項の場合において、乙が第3条の規定による契約保証金を納付しているときは、甲は、これを違約金に充当することができる。

（暴力団排除措置による解除）

第13条の2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するとき（乙が共同企業体である場合は、その構成員のいずれかのみが該当する場合を含む。）は、契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害が生じたとしても、甲はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 暴力団（高知県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）であると認められるとき。
- (2) 役員等（次に掲げる者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員等であると認められるとき。
  - ア 法人にあつては、代表役員等及び一般役員であつて経営に事実上参加している者
  - イ 法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他アに掲げる者と同等の責任を有する者
  - ウ 個人にあつては、その者及びその使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者（事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）
- (3) 役員等が、業務に関し、暴力団員等であることを知りながら当該者を使用し、又は雇用していると認められるとき。
- (4) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、自己、その属する法人等（法人その他の団体をいう。）若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用してしていると認められるとき。
- (6) 役員等が、いかなる名義をもつてするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維

持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(7) 役員等が、業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用していると認められるとき。

(8) 役員等が、県との契約に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用していると認められるとき。

(9) 前各号に掲げるもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(10) 第11条に規定する義務を履行しなかったと認められるとき。

2 前条第2項から第4項までの規定は、前項の規定によりこの契約が解除された場合に準用する。

(談合等の不正行為があった場合の解除)

第13条の3 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するとき（乙が共同企業体である場合は、その構成員のいずれかのみが該当する場合を含む。）は、契約を解除することができる。この解除により乙に損害を及ぼしても甲はその責めを負わないものとする。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第62条第1項に規定する課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。）。

(2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(3) 乙（法人の場合にあっては、その役員及びその使用人もこれに含む。）について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項、第90条若しくは第95条（独占禁止法第89条第1項又は第90条に規定する違反行為をした場合に限る。）の規定による刑が確定したとき。

(4) 納付命令又は排除措置命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下この号及び次号において「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号及び第16条第1項第1号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(5) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき（公正取引委員会が発した文書によってこの契約を特定できる場合に限る。）。

2 第13条第2項から第4項までの規定は、前項の規定によりこの契約が解除された場合に準用

する。

(その他の解除)

第14条 甲は、業務が完了するまでの期間は、第13条第1項、第13条の2第1項及び前条第1項の規定による場合を除くほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 甲は、前項の規定により契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

3 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、文書をもって相手方に通知し、この契約を解除することができる。

(1) この契約に係る調達の手続きに関して、苦情の申立がなされた場合において、その処理結果が政府調達に関する協定の規定に違反していると認められたとき。

(2) 相手方がその責めに帰すべき事由により、この契約に定める義務を履行しないとき、又は履行する見込みがないと認められるとき。

(損害賠償)

第15条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

2 甲は、第13条又は第13条の2の規定によりこの契約を解除したときにおいて、第13条に定める(第13条の2第2項において準用する場合を含む。)違約金の額を超える損害がある場合は、乙に対してその超過分につき賠償を請求することができる。

3 前2項の場合において、乙が第3条の規定による契約保証金を納付しているときは、甲は、これを損害金に充当することができる。

4 甲は、この契約に関して乙から徴収することができる金銭があるときは、乙に支払うべき手数料と相殺することができる。

5 第1項及び第2項の場合において、乙が共同企業体であるときは、すべての構成員(過去に構成員であった者も含む。)は、連帯して甲に損害金を支払わなければならない。乙が既に解散しているときも、同様とする。

(談合等の不正行為があった場合の賠償額の予定)

第16条 乙は、第13条の3第1項各号のいずれかに該当するとき(乙が共同企業体である場合は、その構成員のいずれかのみが該当する場合を含む。)は、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約額の10分の1に相当する額(当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)を、特別の定めがある場合を除き、甲が納入の通知(地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条に規定する納入の通知をいう。次条第1項において同じ。)を発する日の属する月の翌月の末日(当該日が日曜日、土曜日若しくは国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日又は12月31日に当たるときは、これらの日の前日をもって当該日とみなす。次条第1項において同じ。)までに支払わなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 第13条の3第1項第1号、第2号、第4号及び第5号のいずれかに該当する場合であつて、納付命令又は排除措置命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項の規定に基づ

く不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売である場合その他甲が特に認める場合

(2) 第13条の3第1項第3号に該当する場合であつて、刑法第198条の規定による刑が確定した場合

- 2 前項の規定にかかわらず、甲は、甲に生じた実際の損害金と同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、乙に対してその超過した損害金にこの契約における手数料の最終の支払の日の翌日から起算して当該損害金の支払の日までの日数に応じて年3パーセントの割合で計算した額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）の遅延利息を付した額を請求することができる。
- 3 前2項の場合において、乙が共同企業体であるときは、すべての構成員（過去に構成員であった者も含む。）は、連帯して甲に賠償金並びに損害金及び遅延利息（次項において「賠償金等」という。）を支払わなければならない。乙が既に解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。
- 4 前3項の場合において、乙が、第3条の規定による契約保証金を納付しているときは、甲は、これを賠償金等に充当することができる。
- 5 前各項の規定は、業務が完了した後においても適用する。

（談合等の不正行為があつた場合の違約罰としての違約金）

第16条の2 乙は、第13条の3第1項第1号から第3号までのいずれかに該当するとき（乙が共同企業体である場合は、その構成員のいずれかのみが該当する場合を含む。）は、前条の賠償額の予定とは別に、違約罰としての違約金を、特別の定めがある場合を除き、甲が納入の通知を発する日の属する月の翌月の末日までに支払わなければならない。

2 前項の違約罰としての違約金の額は、契約額の10分の1に相当する額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額。以下この項において「違約金額」という。）とする。ただし、乙が次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、該当する号（複数該当する場合はそれぞれの号）に定める額を違約金額から減額した額とする。

(1) 乙が共同企業体であつて、その構成員中に、第13条の3第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する構成員（以下この条において「違約罰対象構成員」という。）以外の構成員がある場合、違約金額に違約罰対象構成員以外の構成員の共同企業体協定書に規定する出資割合（第3号において「出資割合」という。）を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）

(2) 乙（乙が共同企業体である場合を除く。）がこの契約に関し独占禁止法第7条の2第11項又は第12項の規定による課徴金の減額（以下この項において「課徴金の減額」という。）を受けた事業者（公正取引委員会に対して課徴金減免制度の適用を受けたことを公表することを申し出て、公正取引委員会によって公表された事業者に限る。次号において同じ。）である場合 違約金額にその者が課徴金の減額を受けた割合を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）

(3) 乙が共同企業体であつて、その構成員中に、この契約に関し課徴金の減額を受けた事業者がある場合 違約金額に課徴金の減額を受けた構成員の出資割合を乗じて得た額に、その者が課徴金の減額を受けた割合を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、当

該端数を切り捨てた額)

- 3 前2項の場合において、乙が共同企業体であるときは、すべての違約罰対象構成員（過去に違約罰対象構成員であった者も含む。）は、連帯して甲に違約罰としての違約金を支払わなければならない。乙が既に解散しているときも、同様とする。
- 4 前項の場合において、共同企業体の代表者が第13条の3第1項第1号から第3号までのいずれにも該当しないときは、甲は、納入の通知その他の行為を違約罰対象構成員のうちいずれかの者に対して行うものとし、甲が当該者に対して行った行為は、すべての違約罰対象構成員に対して行ったものとみなす。また、すべての違約罰対象構成員は、甲に対して行う行為について、当該者を通じて行わなければならない。
- 5 前各項の規定は、業務が完了した後においても適用する。

（乙の文書提出義務）

第16条の3 乙（乙が法人である場合は、その役員及びその使用人もこれに含むものとし、乙が共同企業体である場合は、その構成員並びにその構成員の役員及び使用人もこれに含むものとする。）は、この契約に関して、公正取引委員会、警察、検察庁、裁判所その他公的機関から通知、命令その他の文書（この契約書の規定により甲から発せられた文書を除く。）の交付を受けたときは、直ちに当該文書の写しを甲に提出しなければならない。

- 2 前項の規定は、業務が完了した後においても適用する。
- 3 前2項の規定は、契約期間の末日から起算して5年を経過した日の属する年度の末日まで適用する。

（損害金等の徴収）

第17条 乙がこの契約に基づく損害金、違約金、延滞違約金、賠償金又は違約罰としての違約金（以下この項において「損害金等」という。）を甲の指定する期間（第16条に規定する賠償金にあつては同条第1項に、第16条の2に規定する違約罰としての違約金にあつては同条第1項にそれぞれ規定する期間とする。以下この項において同じ。）内に支払わないときは、乙は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から起算して当該遅延した損害金等を甲に支払った日までの日数に応じて年3パーセントの割合で計算した額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額。次項において同じ。）の遅延利息を甲に納付しなければならない。この場合において、甲が乙に支払うべき手数料があるときは、甲は、当該手数料と、未払いとなっている損害金等と遅延利息の合計額とを対当額で相殺し、なお不足があるときは追徴するものとする。

- 2 前項の追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数につき年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を徴収する。ただし、計算した遅延利息の額が、100円に満たないときは、この限りでない。

（年当たりの割合の基礎となる日数）

第18条 第9条の5第2項、第16条第2項並びに前条の規定による延滞違約金、遅延利息等の額を計算する場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(契約の費用)

第19条 この契約に要する費用は、乙の負担とする。

(疑義の決定等)

第20条 この契約に関する疑義及びこの契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(裁判管轄)

第21条 この契約に関して生じた甲乙間の紛争については、高知地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

この契約の証としてこの契約書2通を作成し、両名記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 高知県  
契約担当者 高知県警察本部長 熊坂 隆 印

乙 氏名  
住所 印

